

「愛媛県暴力団排除条例」の制定

最近の全国的な暴力団情勢を見ますと、山口組・住吉会・稲川会の主要三団体の寡占化が進んでいることに加え、その組織実態の潜在化及び活動実態の不透明化が顕著となっている現状にあります。また、資金源活動においては、企業活動や証券市場への参入、行政機関等を対象とした賛助金・寄付金の要求など様々な分野に触手を伸ばしており、いわゆるグレーゾーンでの資金源活動を活発化させています。

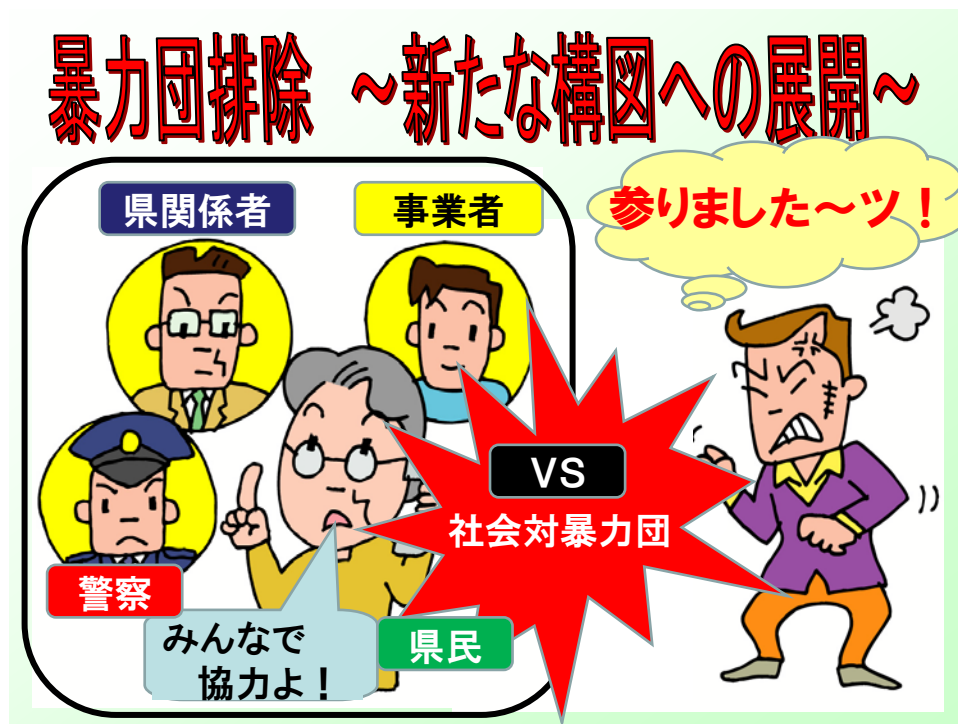
このような治安情勢を受け、県警では、今後の暴力団排除活動の基本指針になります「愛媛県暴力団排除条例」に取り組み、先の県議会において

- 青少年健全育成のための暴力団事務所対策
- 暴力団員への利益供与の禁止
- 祭礼等からの暴力団排除対策（愛媛県独自の施策）

を盛り込んだ条例の制定に至りました。

本条例は、今年8月1日に施行され、施行後はこの条例を積極的かつ効果的に活用し、より一層の暴力団排除活動を推進する必要があります。

まずは、本条例の内容を県民の方々によく理解していただき、暴力団に対する対決姿勢の気運を高め、これまでの「警察対暴力団」という構図から、「社会対暴力団」という構図にシフトして行くことが大切です。



八幡浜警察署